

議案第 1 1 6 号

## **東近江市及び近江八幡市の大中の湖地区基幹水利施設管理 事業の事務委託の廃止につき議決を求めることについて**

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 2 項の規定により、次の規約を定め、東近江市及び近江八幡市の大中の湖地区基幹水利施設管理事業の事務委託を廃止することについて、関係地方公共団体が協議するにつき、同条第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

平成 2 7 年 1 1 月 3 0 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

## **東近江市及び近江八幡市における大中の湖地区基幹水利施設管理 事業事務委託に関する規約を廃止する規約**

東近江市及び近江八幡市における大中の湖地区基幹水利施設管理事業事務委託に関する規約は、廃止する。

付 則

この規約は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。